

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

蒲郡市立中央小学校

蒲郡市立中央小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「あかるく かしく たくましく」を実現できるように、体力・気力・知力に富み、実践力のある心豊かな「中央小っ子」の育成に尽力している。児童一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけさせることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を全職員(必要に応じて、スクールカウンセラーや学校医等を加える)で構成し、一か月に一度、開催する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

緊急性のある場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、保健主事、該当担任等で構成した運営委員会、または校長、教頭、教務主任、校務主任、該当学年で構成した企画委員会で、すみやかに対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする役割
- ・いじめの情報があつた時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、アンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童と保護者の双方と面談し確認する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・必要に応じて、児童代表やPTA、学校運営協議会委員等の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会を中心として、あいさつ運動や思いやり運動等を展開する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケート（毎月）や教育相談（年2回）を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - イ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。
 - ウ いじめへの対応は一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。
 - エ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - オ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。
 - カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
 - ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコンを通して、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口・誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

- <特徴>
- ・不特定多数のものから、絶え間なく行われ、被害が短期間で深刻化する。
 - ・ネットのもつ匿名性から、安易に行われる。
 - ・ネットに掲載された個人情報や画像は、悪用される可能性が高い。
 - ・一度ネット上に流出した個人情報は回収困難で、不特定多数の他者からアクセスされる危険性が高い。
 - ・保護者や教師などの身近な大人が、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが難しく、実態の把握が困難である。
- <手口>
- ・掲示板・ブログ・ブログへの誹謗・中傷の書き込み
※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、口コミサイト、オンラインゲームを利用して、コミュニケーションの中で書き込む。
 - ・掲示板・ブログ・ブログへ個人情報を無断で掲載。
 - ・特定の子どもに成りすましてネット上で活動を行う。
 - ・なりすましメール、チェーンメールで誹謗・中傷する。及び、被害者を装う。
 - ・偽のホームページを開設し、個人情報を無断で掲載する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「一般的な重大事態調査の流れ」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者へのいじめアンケート（学校評価アンケート）を実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

チェックリスト1 「このような学校・学級では いじめが起きにくい」

- 全教職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめ情報が、すぐに対策組織に報告されている。
- いじめアンケートは回収して、すぐ目を通してしている。
- 善悪の基準が、しっかりと示されている。
- 担任が、学級の人間関係を把握している。
- 担任が、どの子に対しても「認める」ことや「ほめる」ことを心がけている。
- 学級満足度調査（Q—U調査等）を行っている。
- 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- 部活動より、面談・家庭訪問・補習を優先している。
- 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
- SCや心の教室相談支援員と協働できている。
- 担任が保護者の信頼を得られている。
- 第三者となる児童生徒が担任等にいじめを相談できる。

チェックリスト2 「子どもの変化を見逃さないために」

いじめられている子

【家庭で見せる子どもの変化】

- 学校の話題・友達の話題をしなくなる。
- 弟・妹をいじめるようになる。
- 成績が急に下がる。
- 親が話しかけても、ぼうっとして他の事を考えていることが多くなる。
- 学校用品をなくすことが多くなる。
- お金の使い方が荒くなる。
- 学校用品に落書きや破損の跡が見受けられる。
- 髪の毛が不自然に切られていたり、体に見慣れない傷・痣があったりする。
- 大笑いすることがなくなる、または、顔が笑っていてもひきつるようになる。
- 食欲がなくなる。
- 微熱・吐き気・腹痛・頭痛を訴えることが多くなる。
- 休みの日に、親と外出したがらなくなる。
- 朝、なかなか起きてこなくなる。
- 朝、トイレに入るとなかなか出てこなくなる。
- 友達が家に遊びに来なくなる。
- ため息が多くなり、親と目を合わせるのを避けるようになる。
- 今までと雰囲気の違い友達と付き合うようになる。
- 妙に暗くなったり、切れやすくなったりする。

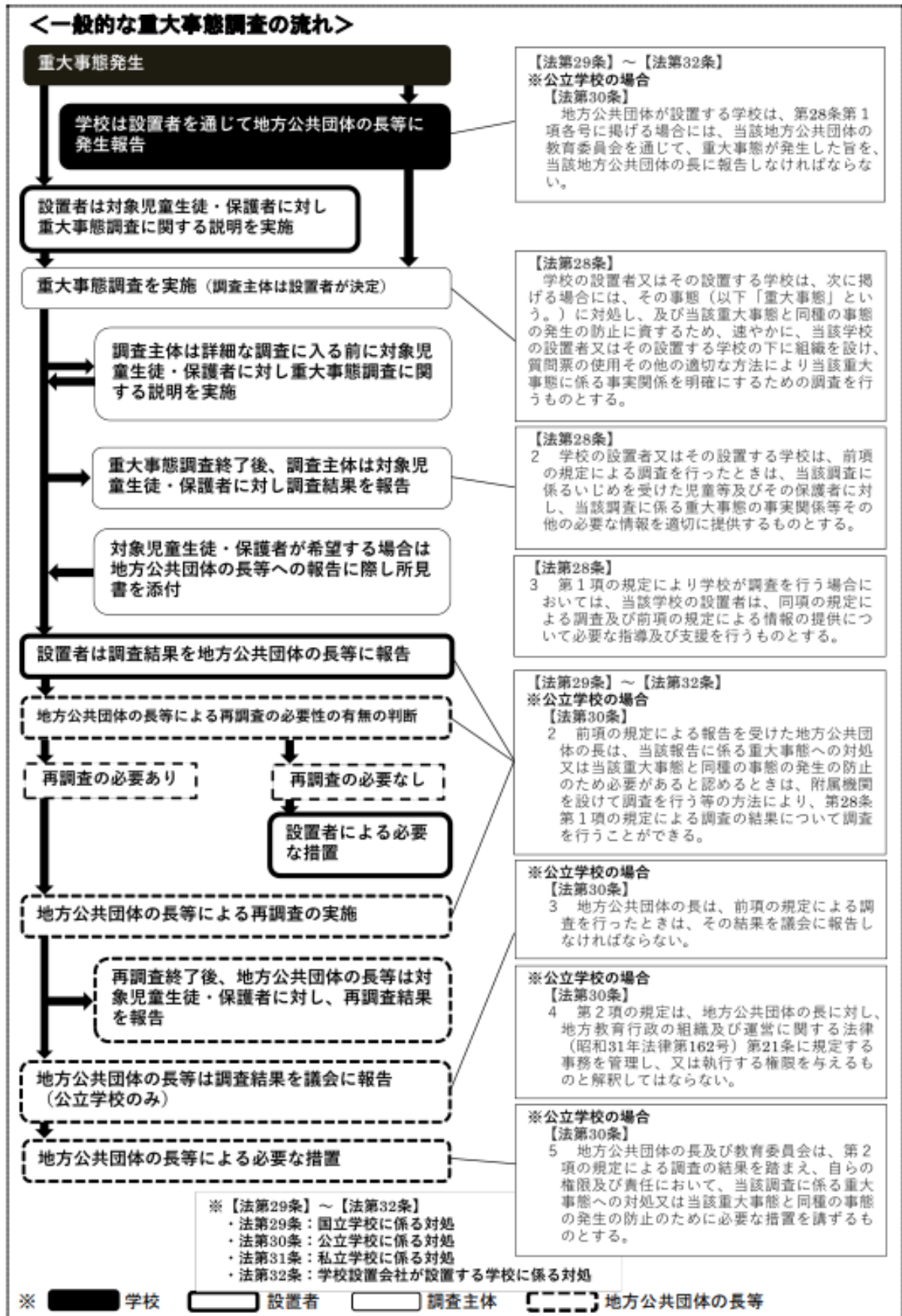
【学校で見せる子どもの変化】

- 隣の人の机とぴったりとくっつけない。
- お昼休みに廊下をうろうろ一人で歩いている。
- 成績が急に下がる。
- 用具・机・椅子などが散乱している。
- 机の中にゴミが散乱している。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 保健室によく行くようになる。
- ひどいあだ名で呼ばれている。
- 授業中、ふざけた質問をする。(無理やり、ふざけた質問をさせられている可能性がある)
- 授業中発表すると冷やかされる。
- グループ分けでは、いつも孤立する。
- 物を隠されたり、教科書・ノート・机・持ち物にいたずら書きをされたりする。
(ノート提出時に不自然にノートが破られている。筆圧が弱く、小さい字が目立つ)
- いつも、うつむきかげんで、泣いていたような気配も感じられる。
- 声が小さく、目を合わさず、おどおどしている。
- 忘れ物が多くなる。
- 制服が汚れていたり、髪が乱れていたりする。
- 遅刻・早退・欠席が増える。

いじめている子

- 他の児童に対して威嚇する表情をする。
- グループで行動し、他の児童に指示を出す。
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- 家や学校で悪者扱いをされていると思い込んでいる。
- 他人は自分よりも幸せだと思っている。
- 多くのストレスを抱えている。
- 教職員の言葉を素直に受け取らない。
- 教職員によって態度を変える。また、あからさまに、教職員の機嫌を取る。
- 親が買い与えていない物品を持っている。
- 親の心当たりのないお金を持っている。

【一般的な重大事態調査の流れ】



※ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂版」により対処する。

＜蒲郡市立中央小学校 年間計画＞

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○SCによる相談活動の児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長) ○春の遠足	○「いじめ相談窓口」の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	○授業参観 ○PTA総会、「学校いじめ基本方針」の説明
5月			○情報モラル指導		○学校運営協議会の開催
6月				○「日常生活に関するアンケート」の実施	○授業参観
7月				○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換 ○教育相談週間	○個人懇談会
8月		○中間評価→検証		○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	
9月			○身体測定 ○学校保健委員会	○資源回収 ○学校運営協議会 ○学校公開日	
10月		○運動会			
11月		○赤い羽根募金活動	○「日常生活に関するアンケート」の実施	○中部中学区健全育成協議会	
12月		○人権週間 ○マラソン大会		○個人懇談会 ○資源回収	
1月		○保健指導(命の大切さ)	○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換 ○身体測定 ○児童への「学校生活に関するアンケート」の実施→検証 ○教育相談週間	○学校運営協議会委員・保護者への「学校評価アンケート」実施→検証	
2月	○自己評価			○授業参観 ○学年懇談会 ○学校運営協議会の開催→評価	
3月	○学校運営協議会委員の評価結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○PTA新旧役員引継ぎ会の開催→情報交換		
通年	○いじめに関する情報の収集・対応策の検討(月に1回いじめ・不登校対策委員会)	○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談活動 ○生活日記 ○「いじめアンケート」の実施(毎月)		

※いじめが発生した場合の対応については、運営委員会・企画委員会など関係する職員で共通理解を図りながら、すみやかに対応していく。